富士川町の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 令和4年度人件費率
令和5年度	人 14,127	千円 8,310,341	千円 274,361	千円 1,530,184	% 18.4	% 13.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B
令和5年度	人 148	千円 547,105	千円 58,591	千円 219,018	千円 824,714

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,572	千円 5,708

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、**会計年度任用職員の給与費は含まれていない。**

(3) ラスパイレス指数の状況

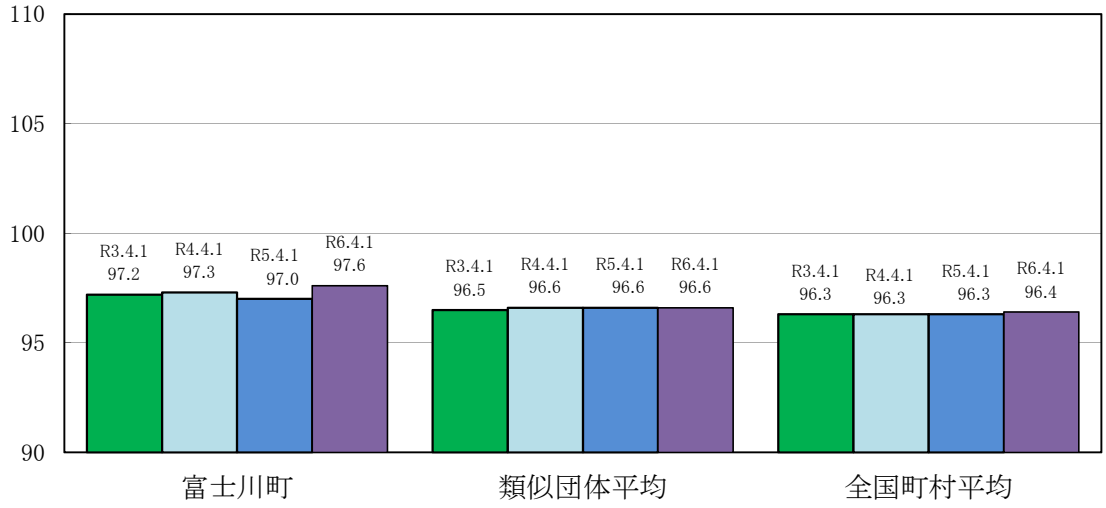

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2　()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。）

3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60際に達した日後の最初の4月1日以後**に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。**

※　令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況　※富士川町は、人事委員会未設置のため記載なし。

①月例給

区　分	人事委員会の勧告 民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告（改定率）	給与改定率	(参考) 国の改定率
○年度	円	円	円 (　　%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告 民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告（改定月数）	年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
○年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数であ

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［ 実施 ・ 未実施 ］

実施内容

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月１日
（内容）一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0％引下げ。
激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

※富士川町は、地域手当の支給対象外となります。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項　　なし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平　均　年　齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
富士川町	40.6　歳	310,500　円	381,300　円	357,800　円
山梨県	42.8　歳	328,862　円	405,341　円	364,392　円
国	42.1　歳	323,823　円	―	405,378　円
類似団体	41.8　歳	309,513　円	358,114　円	334,718　円

②技能労務職

区　分	公　務　員					民　間			参　考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
富士川町	―	―	―	―	―	―	―	―	―
うち学校給食	―	―	―	―	―	―	―	―	―
うちその他	―	―	―	―	―	―	―	―	―
山梨県	―	―	―	―	―	―	―	―	―
国	―	―	―	―	―	―	―	―	―
類似団体	―	―	―	―	―	―	―	―	―

区　分	参　考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
富士川町	―	―	―
うち学校給食	―	―	―

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員（C)」及び「民間（D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

③看護・保健職

区　分	平　均　年　齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
富士川町	41.7　歳	319,300　円	389,700　円	380,900　円
山梨県	42.7　歳	360,076　円	420,276　円	384,809　円
国	48.1　歳	325,124　円	―	365,921　円
類似団体	42.4　歳	305,624　円	357,016　円	320,014　円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和５年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分		富士川町	山 梨 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	203,918 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	172,181 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－
看護･保健職	大 学 卒	－ 円	－ 円	－
	短 大 卒	－ 円	－ 円	－

※平成27年4月1日より保健師職は一般行政職給料表を適用

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	256,000 円	－ 円	350,000 円	－ 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
看護保健職	大 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給与月額	最高号給の給与月額
6　級	会計管理者　次長　課長　参事　局長	人 17	% 14.7	円 323,100	円 411,300
5　級	所長　室長　課長補佐	人 18	% 15.5	円 295,400	円 394,000
4　級	主幹	人 18	% 15.5	円 271,600	円 382,000
3　級	主査　副主査	人 26	% 22.4	円 240,900	円 351,000
2　級	主任	人 12	% 10.3	円 208,000	円 305,200
1　級	主事　技師　主事補　技師補	人 25	% 21.6	円 162,100	円 249,400

（注）１　富士川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

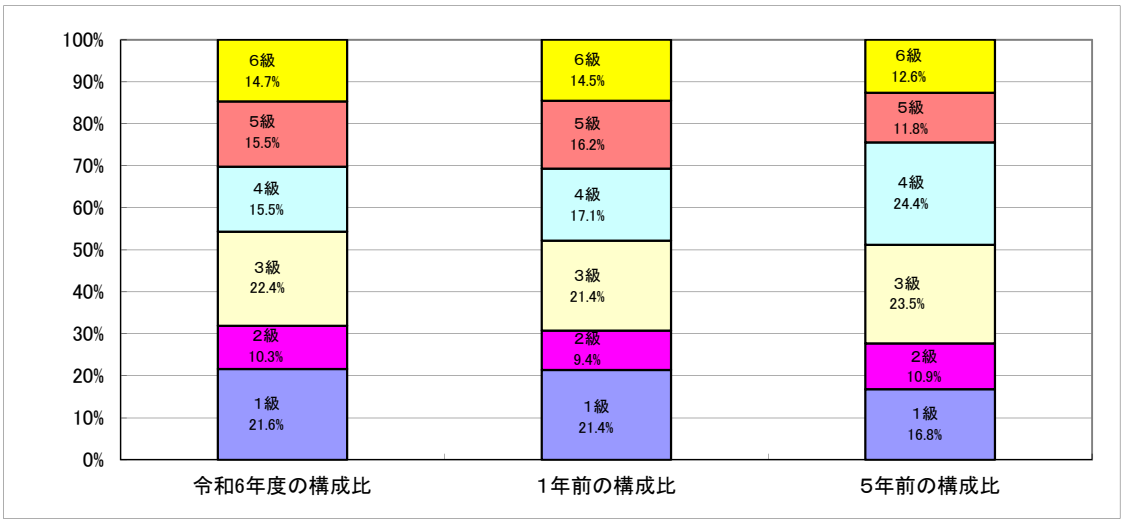

（注）平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2)国との給料表カーブ比較表（行政職（一））

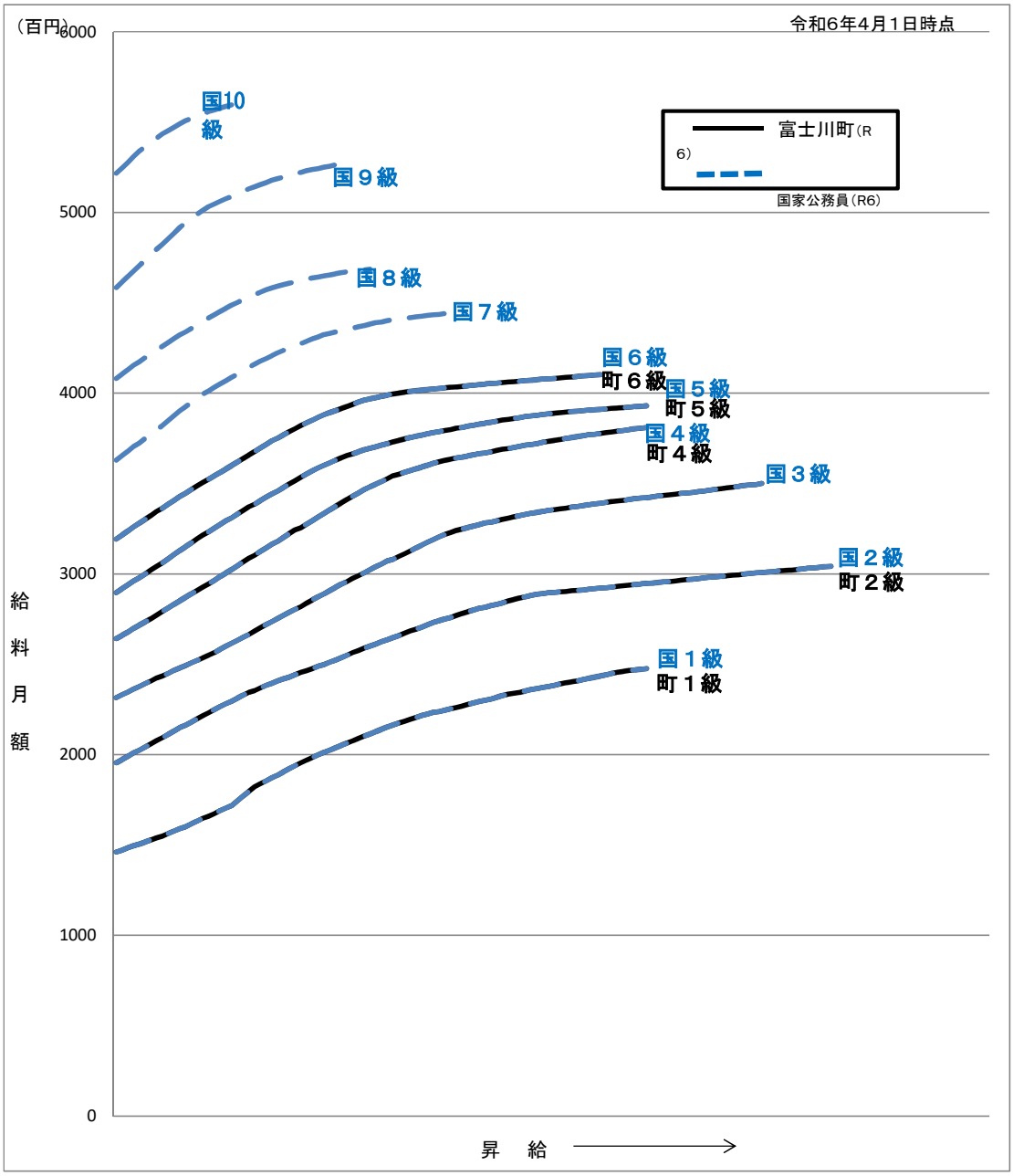

(3) 昇給への人事評価の活用状況（富士川町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富 士 川 町	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,669 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,636 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	（令和5年度年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	（令和5年度年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10～25%

（注） ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職） （富士川町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率		○		○
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和６年４月１日現在）

富 士 川 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%加算	
（退職時特別昇給 ）					
1人当たり平均支給額	千円	11,662 千円			

（注）１ 退職手当の１人当たり平均支給額は、令和４年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

２ 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和６年４月１日現在）

※富士川町は、地域手当の対象外地域となります。

支給実績（令和○年度決算）		― 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和○年度決算）		― 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
―	―	―	―

(4) 特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和5年度決算）		81 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		13,500 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		3.6 %	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症患者の救護等	日額 1,000円
野犬狩従事手当	野犬狩に従事した職員	野犬狩	日額 1,000円
動物死がい処理手当	動物の死がい処理に従事した職員	動物の死がい処理	1件 1,000円
行旅病人取扱手当	行旅病人の保護に従事した職員	行旅病人の保護・収容	日額 1,500円
死体処理手当	死亡人の処理に従事した職員	死亡人の処理作業	日額 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	22,303 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	184 千円
支給実績（令和４年度決算）	29,926 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	180 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 特定扶養加算 5,000円	同		11,497 千円	260,400 円
住居手当	借家等居住月額16,000円を超える家賃を支払う職員 上限28,000円	同		6,165 千円	266,400 円
通勤手当	通勤距離 片道2Km以上の職員 通勤距離に応じて 月額2,000円～31,600円	同		2,769 千円	46,800 円
管理職手当	課長補佐以上の管理職 6級4種 44,000円 6級5種 35,000円 5級5種 25,000円	―		14,892 千円	360,000 円
宿日直手当	1回 4,400円			2,147 千円	52,800 円

５　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高／最低額
給料	町長	685,000 円	855,000 円／ 382,500 円
	副町長	580,000 円	700,000 円／ 430,400 円
	教育長	538,000 円	
報酬	議長	295,000 円	408,000 円／ 230,000 円
	副議長	240,000 円	342,000 円／ 180,000 円
	議員	220,000 円	323,000 円／ 157,000 円
期末手当	町長 副町長 教育長	（令和5年度支給割合） 4.40 月分	
	議長 副議長 議員	（令和5年度支給割合） 3.40 月分	
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額） （支給時期）
	町長	給料月額 × 在職月数 × 0.42	1,381万円 任期毎
	副町長	給料月額 × 在職月数 × 0.25	696万円 任期毎
	備考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況

（各年4月1日現在）

部門	区分		職員数 令和5年	職員数 令和6年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	46	45	△ 1	政策参事欠員等
		税務	9	9	0	
		農水	7	8	1	農林振興担当の体制強化
		商工	5	4	△ 1	かじかの湯担当の廃止
		土木	11	11	0	
		民生	38	40	2	保育サービスの体制強化
		衛生	15	12	△ 3	新型コロナウイルス感染症対策担当の廃止等
		計	133	131	△ 2	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 93.02 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 88.02 人)
	教育部門		16	17	1	類型区分の変更(社会教育施設)
	小計		149	148	△ 1	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 105.09 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 106.97 人)
公営企業等会計部門	上下水道		8	8	0	
	その他		9	9	0	
	小計		17	17	0	
合計			166 [178]	165 [178]	△ 1	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 117.16 人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）

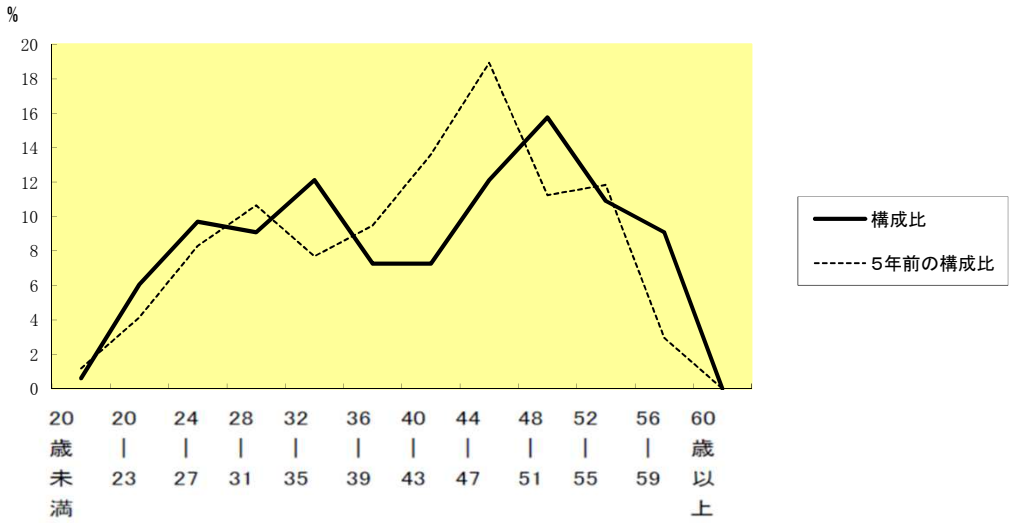

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 10	人 16	人 15	人 20	人 12	人 12	人 20	人 26	人 18	人 15	人 0	人 165

(3)職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去５年間の増減数(率)
一般行政	140	137	138	135	133	131	△ 9　(△6.4%)
教育	13	13	16	14	16	17	4　(30.8%)
消防							
普通会計計	153	150	154	149	149	148	△ 5　(△3.3%)
公営企業等会計計	16	16	16	17	17	17	1　(6.3%)
総合計	169	166	170	166	166	165	△ 4　(△2.4%)

（注）　1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) ２年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 ５年度	千円 248,856	千円 10,894	千円 14,697	% 5.91	% 4.71

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費 7,920 千円を含まない。

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 ５年度	人 2	千円 8,277	千円 1,480	千円 2,378	千円 12,135	千円 6,068

(参考)類似団体平均１人当たり給与費
千円 6,118

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。

２　職員数は、令和５年３月３１日現在の人数である。

３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ　特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和５年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士川町	46.0 歳	358,250 円	505,667円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691円
事　業　者	歳		円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

富士川町水道事業	富士川町　（一般行政職）
１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,189千円	１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,669千円
（令和５年度支給割合） 期末手当　2.45 月分　(1.375)月分 勤勉手当　2.05 月分　(0.975)月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　2.45 月分　(1.375)月分 勤勉手当　2.05 月分　(0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～15%

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和６年４月１日現在）

富士川町水道事業			富士川町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
	２～２０％加算			２～２０％加算	
			（退職時特別昇給		）
			1人当たり平均支給額	11,662千円	

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和３年度に退職した職員に支給された平均額である。

２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和６年４月１日現在）　該当なし

エ　特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）　該当なし

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	261　千円
職員1人当り平均支給年額(令和５年度決算)	130　千円
支給実績（令和４年度決算）	576　千円
職員1人当り平均支給年額(令和４年度決算)	288　千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和５年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和５年度決算）
扶養手当	配偶者　6,500円 子　10,000円 その他　6,500円 特定扶養加算5,000円	同		396千円	198,000円
住居手当	借屋等住居月額16,000円を超える家賃を支払う職員 上限　28,000円	同		258千円	258,000円
通勤手当	通勤距離の片道が2km以上の職員で、その距離に応じて月額2,000円～31,600円	同		44 千円	21,828円
管理職手当	課長補佐以上の管理職 6級4種　44,000円 6級5種　35,000円 5級5種　25,000円	―		420千円	420,000円